

令和2年度松山市クリーンエネルギーシステム等導入促進補助金交付申請チェックシート
 <太陽光発電システム（ZEH）>

申請者氏名	※市記入欄	※受付番号	※審査2	※審査1	※取扱者
手続代行者名（業者名および担当者名）		2020E			

<input type="checkbox"/>		提出前にこのシートでチェック。			
1. 交付申請書 (様式第1号の2)	申請者	<input type="checkbox"/>	申請区分		
		<input type="checkbox"/>	住所	住民票と同じ場所（法人の場合は、法人の登記事項証明書と同じ場所）	
		<input type="checkbox"/>	フリガナ・氏名	訂正不可	
		<input type="checkbox"/>	電話番号		
		<input type="checkbox"/>	申請方法	手続代行者が提出する場合、「1.手続代行者」を記入。	
	※申請者の押印は、すべて同じ印鑑をお使いください。例：「申請書」「請求書」の押印				
	<input type="checkbox"/>	1.手続代行者	販売者(工事請負者)でなくてよい。実際に補助金申請の手続きを行う方(業者名)を記入。押印は裏面参照。		
	<input type="checkbox"/>	2.建築業者	ZEHの施工業者を記入		
	<input type="checkbox"/>	3.設置場所	松山市内に設置されていること。		
	<input type="checkbox"/>	4.申立事項	設置場所の住所が各添付書類の住所と同一の場所を指すものの、住居表示と地番表示の違いにより、一致しない場合に記入。		
	<input type="checkbox"/>	5.建物の区分	建売の場合は、「建売証明書」が必要。		
	<input type="checkbox"/>	6.電力受給または系統連系開始日	受給開始希望日ではない。		
	<input type="checkbox"/>	7.再生可能エネルギーを除いた設計一次消費量削減率(%)	BELS評価書を確認。削減率20%以上。		
	<input type="checkbox"/>	8.再生可能エネルギーを加えた設計一次消費量削減率(%)	BELS評価書を確認。削減率100%以上。		
	<input type="checkbox"/>	9.強化外皮基準(UA値)	BELS評価書を確認。強化外皮基準(UA値)0.6以下。		
<input type="checkbox"/>	10.評価書交付年月日	BELS評価書より転記。			
<input type="checkbox"/>	11.評価書交付番号	BELS評価書より転記。			
<input type="checkbox"/>	12.太陽光発電システムの補助対象経費	領収内訳書の「⑧補助対象経費合計」を転記。			
<input type="checkbox"/>	13.太陽光発電システムの補助金交付申請額	太陽光発電システム補助申請書「8.補助金交付申請額」を記入。			
<input type="checkbox"/>	14.太陽光発電システムの補助金交付番号	太陽光発電システム補助申請と別の日の申請する場合は必須。			
<input type="checkbox"/>	15.太陽光発電システムZEH上乗せ分 金額訂正不可	12の補助対象経費から13の太陽光発電システム補助金交付申請額を差引いで得た額と100,000円のいずれか低い額。ただし、1,000円未満の端数は切り捨て。			
2. 添付書類 ①～⑥	<input type="checkbox"/>	①領収書の写し	宛名が連名の場合、「補助金申請等にかかる権限の委任状」が必要。		
	<input type="checkbox"/>	②領収内訳書	パワーコンディショナーを蓄電池システムと併用している場合は、経費として計上しないこと。「⑩合計」が領収書の金額に合致していること。※クレジット払いのため、領収書が発行されない場合、「代金領収に関する証明書」が必要。		
	<input type="checkbox"/>	③評価書の写し	BELS認証ラベルでない。		
	<input type="checkbox"/>	④ZEHの施工証明書	ZEHを施工した業者が作成すること。		
	<input type="checkbox"/>	⑤太陽光発電システム購入に関する契約書の写し	※双方の記名押印・収入印紙等が確認できること。※太陽光発電システムの購入・設置について記載があること。記載がない場合、見積書等を追加で添付。見積書等は関連部分だけでよい。		
	<input type="checkbox"/>	⑥太陽光発電システムを設置した建物等の所有者を確認できる書類の写し	※次のいずれかの書類の写しを添付のこと。「建物建築の契約書」・「建物の登記事項証明書」・「建築基準法第7条第5項の規定による検査済証」・「令和2年度固定資産税納税通知書」※上記⑤の太陽光発電システム購入に関する契約書の写しに「建物建築の契約書」の写しを添付している場合は、添付不要。		

※裏面につく

2. 添付書類①～⑫	<input type="checkbox"/>	⑦カラー写真 ※白黒写真は不可 ※デジカメ印刷可	1. 建物の全体（システムは必ずしも写っていない可） 2. パワーコンディショナー設置状況（全体写真） 3. パワーコンディショナーの次の4点が確認できる写真（1枚に収める） ①メーカー名 ②型式 ③製造番号 ④JIS や JET 等の認証機関のシール 4. 太陽電池モジュール（パネル）設置状況 （設置パネルの全ての枚数が確認できること）※厳守	
	<input type="checkbox"/>	⑧モジュール配置図	立面図や模式図など	
	<input type="checkbox"/>	⑨太陽電池モジュールの製造番号がすべて分かる書類の写し	「出力対比表」や「製造番号記載のバーコード一覧」などの写しを添付。 （設置した太陽電池モジュールの製造番号がすべて分かること。） ※「新品証明書」の添付が必要となる場合があります。	
	<input type="checkbox"/>	⑩電気事業者との系統連系について確認できる書類の写し	①申請者の氏名、②受給地点＝設置場所、③受給開始日が確認できる書類 ※四国電力と契約する場合、下記の書類の写し (1)「電力受給契約のご案内」 (2)「受給開始日のお知らせ」 (3)「再生可能エネルギー発電設備の系統連系および電力受給契約申込書」（10kw 以上の場合のみ） ※全量自家消費する場合、下記の書類の写し (1)四国電力が発行する「弊社電力系統への発電設備の連携開始について、あるいは発電設備の電力系統連系に係る覚書」	
	<input type="checkbox"/>	⑪住民票	※コピー不可 ※有効期限 3 か月	申請者のみで可。世帯・本籍・続柄・マイナンバーは不要。
	<input type="checkbox"/>	⑫完納証明書 ※松山市発行		※納税証明書ではない。 ※完納証明書が発行されない場合、自筆の「同意書」が必要。
	<input type="checkbox"/>	⑬請求書 氏名金額訂正不可	申請書と同じ氏名・住所・印鑑 ※口座名義が申請者でない場合、「補助金受領にかかる委任状」が必要。	

(14)法人のみ提出)	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	請求先：法務局《コピー不可》
	<input type="checkbox"/>	法人の登記事項証明書	有効期限 3 か月

【各種様式は、次のページよりダウンロード可】

「チェックシート」「申請書」「領収内訳書」 「請求書」「同意書」「施工証明書」 「代金領収に関する証明書」「新品証明書」	→	令和2年度 太陽光発電システム設置補助金 ※松山市ホームページ右上の検索ボックスで検索	検索
「建売証明書」 「補助金申請等にかかる権限の委任状」 「補助金受領にかかる委任状」	→	よくある質問 クリーンエネルギー ※松山市ホームページ右上の検索ボックスで検索	検索

【書類全般における注意事項】
 ※昨年度の様式は使用できません。
 ※消せるボールペン（フリクション等）、消えるインク、シャチハタ等、容易に消えるものは使用できません。
 ※印・署名・写真・コピーについて、不鮮明なものは受理できません。

【押印について】
 ※ 印が重なっている場合、不鮮明な場合、容易に消える場合は認められません。
 ※ 同じ文字であっても別人の場合は、別の印鑑を使用してください。（例：夫婦の場合など）
 ※ 個人の印： 実印・認印ともに本人のものであれば可
 ※ 法人の印： 下記の例のようにしてください。

【誤記入の訂正について】
 ※ 訂正不可の部分を間違えて記入した場合、書類自体を差し替える必要があります。
 ※ 訂正の場合は必ず下記のとおり訂正してください。**修正テープ、修正液、砂消しでの訂正はできません。**

代表者印の例	訂正例①	訂正例②
<p>丸印 または 角印と代表者の認印（三文判）</p> <p>※印影が重ならないように注意</p>	<p>4.14 キロワット</p> <p>※印影は申請書と同じものであること。</p>	<p>二番町二丁目2番2号 松山市一番町一丁目1番1号</p> <p>※印影は申請書と同じものであること。</p>

1、丸印（法務局に会社・法人の印鑑として登録している印）
 2、角印（会社・法人としての慣用の印）と代表者（支店長など責任者）の認印の組み合わせ